第十八条の四第二項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第十九条の三第二号中「平成十三年法律第五十号。」を削る。

第三十六条の三中「第二十二条第一項第四号」を「第二十二条第一項第五号」に改める。

第三十六条の五第一項第八号中「第五十七条の二第二項第六号ロ」を「第五十七条の二第二項第七号ロ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第五十七条の二第二項第六号イ」を「第五十七条の二第二項第七号イ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第五十七条の二第二項第五号イ」を「第五十七条の二第二項第六号イ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五十七条の二第二項第四号ロ」を「第五十七条の二第二項第五号ロ」に改め、同号イ中「第二号イ」を「第三号イ」に改め、同号ロ中「第五十七条の二第二項第五号」を「第五十七条の二第二項第六号」に、「第百六十七条の三第三項」を「第百六十七条の三第四項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五十七条の二第二項第四号」を「第五十七条の二第二項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第三号中「第五十七条の二第二項第三号」を「第五十七条の二第二項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二号中「第五十七条の二第二項第二号」を「第五十七条の二第二項第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第五十七条の二第二項第二号に掲げる支出　次に掲げる事項

イ　その者の氏名及び住所並びに勤務する場所及び当該場所を離れて職務を遂行した場所

ロ　その旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものである旨

第三十六条の五第四項及び第五項中「第百六十七条の三第三項」を「第百六十七条の三第四項」に改める。

第三十六条の六の見出しを「（特定支出の支出等を証する書類）」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（特定支出の支出等を証する書類）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第百六十七条の五第二号イ又はロ（特定支出の支出等を証する書類）に定める書類は、同号イ又はロに規定する航空運送事業を営む者又は鉄道事業者、船舶運航事業を営む者若しくは自動車運送事業を営む者が、法第五十七条の二第二項第六号（給与所得者の特定支出の控除の特例）（令第百六十七条の三第五項第一号（給与所得者の特定支出の範囲）に係る部分に限る。）に掲げる支出をした者からの航空機又は令第百六十七条の五第二号ロに規定する鉄道等を利用した年月日及び搭乗又は乗車若しくは乗船した区間の記載がある書面による申出に基づいて証明をするものとする。

第四十条の十の次に次の一条を加える。

（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）

第四十条の十の二　法第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる同条第一項に規定する分配時調整外国税相当額を証する書類とする。

一　令第三百条第六項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する内国法人が同項又は同条第七項若しくは第十項ただし書の規定により通知する書面

二　令第三百六条の二第四項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国法人が同項又は同条第五項若しくは第八項ただし書の規定により通知する書面

三　法第二百二十五条第二項又は第三項ただし書（支払調書及び支払通知書）の規定により交付される通知書

四　租税特別措置法第八条の四第四項、第五項又は第六項ただし書（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定により交付される通知書

五　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第二十六項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者が同項又は同条第二十七項若しくは第二十九項ただし書の規定により通知する書面

六　租税特別措置法施行令第四条の九第十一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社が同項又は同条第十二項若しくは第十五項ただし書の規定により通知する書面

七　租税特別措置法施行令第四条の十第七項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資法人が同項又は同条第八項若しくは第十一項ただし書の規定により通知する書面

八　租税特別措置法施行令第四条の十一第七項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する受託法人が同項又は同条第八項若しくは第十一項ただし書の規定により通知する書面

九　租税特別措置法施行令第五条第七項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する受託法人が同項又は同条第八項若しくは第十一項ただし書の規定により通知する書面

十　租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項又は第九項ただし書（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の規定により交付される報告書

十一　租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十六項又は第二十七項ただし書（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により交付される報告書

第四十七条第八号中「、第五十三条第一項（返品調整引当金）」及び「、第五十三条第三項」を削り、同条第十三号中「若しくは第二項（延払条件付販売等）を「（リース譲渡」に改め、同条第二十号中「外国税額控除」を「分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除」に、「、その」を「、これらの」に改める。

第四十七条の五第一項中「及び第八十一条」を「、第八十一条」に、「）の」を「）及び第八十六条（基礎控除）の」に、「こまで」を「ホまで」に改め、「並びに基礎控除の額」を削り、同条第二項中「第七十九条及び」を「第七十九条」に、「までの規定」を「まで及び第八十六条の規定」に改め、「並びに基礎控除」を削り、「ニまで」を「ホまで」に改め、「及び基礎控除の額」を削る。

第六十六条の七の次に次の一条を加える。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除を受けるための添付書類）

第六十六条の七の二　第四十条の十の二（分配時調整外国税相当額控除を受けるための添付書類）の規定は、法第百六十五条の五の三第二項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）において法第九十三条第二項（分配時調整外国税相当額控除）の規定を準用する場合について準用する。第七十二条の四の見出しを「（集団投資信託の信託財産に係る利子等の課税の特例）」に改め、同条第一項中「（信託財産について納付した所得税額の控除）」を「（信託財産に係る利子等の課税の特例）」に改め、同条に次の九項を加える。

2　集団投資信託（法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を引き受けた内国法人は、当該集団投資信託の信託財産について同条第三項に規定する所得税を課された場合には、令第三百条第五項に規定する書類を、法第百七十六条第三項の規定により当該所得税の額を控除した日又は租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により当該所得税の額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。

3　令第三百条第五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する所得税のうち外国の法令により課される税が同条第一項に規定する外国所得税に該当することについての説明及び通知外国所得税の額（同条第九項に規定する通知外国所得税の額をいう。次項第五号において同じ。）の計算に関する明細を記載した書類とする。

4　令第三百条第六項及び第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、第八十一条（国内に住所を有しない者の告知すべき居所地等）に規定する場所）

二　その支払の確定した前号の収益の分配の額及びその支払の確定した日（無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る同号の収益の分配については、その支払をした収益の分配の額及びその支払をした日）

三　前号の収益の分配の額につき源泉徴収をされる所得税の額